

# ナイスケア College 『介護福祉士実務者研修』

## 公表情報内容

### 【設置者に関する情報】

◆株式会社ナイスケア 東京都目黒区大岡山 1-1-8

03-3717-3343

◇代表取締役 徳永 泰行

◇居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・障害サービス・福祉用具・住宅改修・特定相談・家政婦紹介所  
研修事業

### 【介護福祉士養成施設に関する情報】

◆名称:ナイスケア College

所在地:東京都目黒区大岡山 1-1-8

連絡先:03-3748-8574

◇学校長:徳永 泰行

◇開設日:2026(令和年8)年9月23日

◇学則 ※公表情報の続きにて公開

◇教室:ナイスケア研修室

住所:東京都大田区北千束 3-17-17 3F

電話:03-3748-8574

受付時間:月～金 9:00～17:15

### 【養成課程に関する情報】

◇開講コース

9月23日～3月22日(450時間+演習15時間)

3月1日～8月31日

※資格により科目免除(受講期間の短縮が認められます)

◇定員:各コース15名

○受講申込⇒資格証の確認⇒受講決定⇒受講料お支払い⇒教材送付⇒自宅学習(通信)

スクーリング(講義・演習)⇒修了評価⇒修了

○受講料:無資格者 150,000円

有資格者 100,000円(介護職員初任者研修・ヘルパー2級研修課程修了者)

○[科目概要 pdf](#)

○教員数:5名

○中央法規出版社 介護福祉士実務者研修テキスト第1巻～第5巻

介護福祉士実務者研修 WEB 学習システム

### 【実績に関する情報】

開設初年度につき実績なし

# ナイスケア College 介護福祉士実務者研修(通信課程)

## 学 則

### (目的)

第 1 条 本研修は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を得させるため介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とし本講座を開設する。

### (名称)

第 2 条 研修の名称は、ナイスケア College 介護福祉士実務者研修(通信課程)  
(以下、「本講座」という。)と称する。

### (所在地)

第 3 条 本講座は、次の事業者が実施する。

- 1)株式会社ナイスケア 東京都目黒区大岡山 1-1-8
- 2)本講座は、東京都大田区北千束 3-17-17 2F に所在を置く。

### (休業日)

第 4 条 休業日は、次のとおりとする。

年末年始(12月26日から1月4日まで)の期間

### (修業年限、定員、学級数、対象地域)

第 5 条 本講座の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

修業年限	学級数	一学級の定員	年間総定員数	対象地域
6ヶ月	2	15名	30名	東京都、神奈川県 埼玉県、千葉県

### (入所者の募集、手続き)

第 6 条 受講生の人数制限がある為、申込が早い方を優先に対応を図る。

所定期日までの受講料納付が確認できない場合には無効とする。

2 受講決定者は本人が確認できる書類と有資格者の場合は研修等の修了証書の写しを提出するものとする。

3 受講生の本人確認は以下の方法で行う。

1) 受講申込書に公的な身分証明書(運転免許証等顔写真が掲載されているもの)の写しを添付する。

2) 受講生は、スクーリング初日に公的な身分証明証(運転免許証等顔写真が掲載されているもの)を持参し、学校長が本人確認をする。

(入所時期)

第 7 条 入所時期は開講日とする

本講座の開講期間は次のとおりとする

- ・9月23日～3月22日
- ・3月1日～8月31日

(受講費用、テキスト、入学及び修了年限)

第 8 条

1 受講費用は次の通りとする。(受講予定有資格・受講料・備考)

なお、レポートの再提出、面接授業の再履修が必要な者は学校長の許可を得て無料で再提出、再履修することができる。その場合の再提出・再履修スケジュール等については学校長と受講生が協議して決めることとする。

有資格および修了研修	金額
無資格 (450 時間)	150,000 円
訪問介護員養成研修 2 級課程 (320 時間)	100,000 円
介護職員初任者研修修了者 (320 時間)	100,000 円

※入所検定料及び入所料は徴収しない

2 上記費用内にテキスト代、e ラーニング代を含む。

通信学習で使用するテキスト、e ラーニングシステムは以下のとおりとする。

発行：中央法規出版株式会社『介護福祉士実務者研修テキスト』全 5 巻

第 1 巻 人間と社会 第 5 版

第 2 巻 介護Ⅰ 第 3 版

第 3 巻 介護Ⅱ 第 3 版

第 4 巻 ころとからだのしくみ 第 3 版

第 5 巻 医療的ケア 第 4 版

中央法規出版株式会社 介護福祉士実務者研修 WEB 学習システム

3 本講座の入学時期は「開講日」とし、修業年限は 6 ヶ月とする。

但し、以下の有資格者、研修修了者は下記のとおり、修業年限を短縮することができる。

訪問介護員養成研修 2 級課程 4 ヶ月

介護職員初任者研修修了者 4 ヶ月

(在籍期間)

第 9 条 在籍期間は原則 1 年間とするが、やむを得ない理由がある場合には期間延長の手続きをとり、校長の許可を得た場合は 2 年目の在籍も認める。

#### (受講対象者)

第 10 条 受講対象者は、介護福祉士国家試験受験予定者であり、全ての課程を自分ひとりの力で受講・遂行することが可能な心身ともに健康な 16 歳以上の者とする。

またテキスト・添削課題・通学授業等の研修全体が日本語で構成されているため、その読み・書き・聞き取りが問題なくできる者とする。

#### (受講資格及び受講許可)

第 11 条 本講座を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付した者とする。

2 学校長は、前項の受講資格を満たす者に受講を許可する。

#### (教育課程及び授業時間数)

第 12 条 本講座の教育は、通信制により行うこととし、教育課程は別表第 1 のとおりとする。

尚、他研修の修了者に関しては、一部の科目の免除を認める。

免除できる科目は別表第 1 の通りである。

#### (履修方法)

第 13 条 前条に規定する教育課程に基づき、テキストによる自宅学習(通信指導)とスクーリング(面接授業)によって行う。

科目ごとの授業時間数、レポート提出回数、医療的ケアでの認定回数は別表第 2 の通りである。

科目「介護過程Ⅲ」については、スクールアワー制度を適用する。

(スクールアワー制度:50分授業を1時間として、90分授業を2時間として扱う)

#### (通信学習)

第 14 条 受講生は、第 13 条に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出し、各科目 1 回以上添削指導を行うとともに個別に採点及び評価を受けなければならない。

2 受講生は、教材の内容について電子メール又は、FAX により質問することができるものとし、質問に関する通信料・郵送にかかる費用は、受講生の負担とする。

#### (面接授業)

第 15 条 面接授業は、第 13 条に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

#### (学習の評価)

第 16 条 学校長は、第 12 条の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席及び実技・演習での技術習得が認められていることにより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

2 教育課程に定める面接授業の出席時間数全てに出席できない者については当該科目の認定をすることができない。

3 レポート(通信課題)は、本校が指定する e ラーニングを使用し、成績評価は各 100 点を満点とし、

60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。

科目「介護過程Ⅲ」についてはレポート課題・実技評価それぞれで 6 割以上の評価で合格とする。

4 レポートの成績評価が不合格の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限及び方法によりレポートの再提出又は面接授業の再試験を認めることができる。この場合においては、所定の手続きをとり、学校長の許可を得なければならない。

#### (教職員組織)

第 17 条 本講座に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 1) 学校長
- 2) 教務に関する主任者
- 3) 介護過程Ⅲを担当する講師
- 4) 医療的ケアを担当する講師
- 5) その他の講師(教員)
- 6) 事務職員

#### (教員会議)

第 18 条

本講座に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織し、教員会議は、学校長が召集し、その議長になる。また、教員会議は、次の事項について審議する。

- 1) 教育課程の編成に関する事項
- 2) 受講生の募集に関する事項
- 3) 受講生の修了に関する事項
- 4) 研修生の除籍に関する事項
- 5) 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
- 6) 教員の選考に関する事項
- 7) その他必要と認める事項

#### (除籍)

第 19 条 次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、学校長が除籍する。

- 1) 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者
- 2) 面接授業をすべて無断欠席した者
- 3) 死亡の届出があった者

#### (退学・休学・復学)

第 20 条 退学または休学及び復学をしようとする者は以下の手続きをする。

- 1) 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。
- 2) 受講生は、疾病その他やむを得ない理由により、休学する場合は、学校長の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3) 休学していたものは、休学理由が消滅し復学しようとするときは、復学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

(遅刻・早退・欠席)

第 21 条 理由の如何に関わらず 10 分を超える遅刻、早退は欠席扱いとする。

(補講)

第 22 条 面接指導の科目について、出席数が第 12 条に定める各科目の授業時間数に満たない者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことができる。

(課程修了の認定方法)

第 23 条 第 8 条第 3 項に定める修業年限を満たし所定の教育課程を修めた者に対しては教員会議の議を経て、学校長が修了を認定する。

(修了証明書の授与)

第 24 条 前条の規定により修了が認定された者に対し、学校長は、修了証明書を授与する。

再発行については、手数料として一部 1,100 円を徴収する。

郵送による交付を希望する場合は、手数料のほか別途郵送料を負担するものとする。

(賞罰)

第 25 条 次に該当する場合は、受講を取り消すことができる。

1) 学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者

2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(受講料の返還)

第 26 条 既納の受講料及びその他の費用は一切返還しない。

(学則の改廃)

第 27 条 この学則の改廃は教員会議の議を経て、学校長の承認を得るものとする。

(その他)

第 28 条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

この学則は、東京都知事の認可を受けた日から施行する。

別表第 1(学則第 12 条関係)

別表第 2(学則第 13 条関係)

別表第1（学則第12条関係）

科目	通信課程 時間数			
	一般	訪問介護員養成研修修了者	介護職員 初任者研修 修了者	喀痰吸引等 研修修了者
		2級		
人間の尊厳と自立	5	-	-	5
社会の理解Ⅰ	5	-	-	5
社会の理解Ⅱ	30	30	30	30
介護の基本Ⅰ	10	-	-	10
介護の基本Ⅱ	20	-	20	20
コミュニケーション技術	20	20	20	20
生活支援技術Ⅰ	20	-	-	20
生活支援技術Ⅱ	30	-	-	30
介護過程Ⅰ	20	-	-	20
介護過程Ⅱ	25	25	25	25
介護過程Ⅲ	45	45	45	45
こころとからだのしくみⅠ	20	-	-	20
こころとからだのしくみⅡ	60	60	60	60
発達と老化の理解Ⅰ	10	10	10	10
発達と老化の理解Ⅱ	20	20	20	20
認知症の理解Ⅰ	10	10	-	10
認知症の理解Ⅱ	20	20	20	20
障害の理解Ⅰ	10	10	-	10
障害の理解Ⅱ	20	20	20	20
医療的ケア	50	50	50	-
医療的ケア（演習）	15	15	15	-
	465	335	335	400

※科目免除となる喀痰吸引等研修は（1号・2号研修修了者に限る）

別表第2（第13条関係）

科目名	必修選択の別	印刷教材による授業時間数	レポート提出回数	面接授業時間数	医療的ケア（演習）時間数
人間の尊厳と自立	必修	5	1		
社会の理解Ⅰ	必修	5	1		
社会の理解Ⅱ	必修	30	1		
介護の基本Ⅰ	必修	10	1		
介護の基本Ⅱ	必修	20	1		
コミュニケーション技術	必修	20	1		
生活支援技術Ⅰ	必修	20	1		
生活支援技術Ⅱ	必修	30	1		
介護過程Ⅰ	必修	20	1		
介護過程Ⅱ	必修	25	1		
介護過程Ⅲ	必修			45	
こころとからだのしくみⅠ	必修	20	1		
こころとからだのしくみⅡ	必修	60	1		
発達と老化の理解Ⅰ	必修	10	1		
発達と老化の理解Ⅱ	必修	20	1		
認知症の理解Ⅰ	必修	10	1		
認知症の理解Ⅱ	必修	20	1		
障害の理解Ⅰ	必修	10	1		
障害の理解Ⅱ	必修	20	1		
医療的ケア（※）	必修	50	1		15
合計		405		45	15
※医療的ケア50時間とは別に「医療的ケア演習」が必修となる					医療的ケア演習
					・喀痰吸引
					口腔 5回以上
					鼻腔 5回以上
					気管カニューレ内部 5回以上
					・経管栄養
					胃瘻又は腸瘻 5回以上
					経鼻経管栄養 5回以上
				・救急蘇生法演習 1回以上	

※「介護過程Ⅲ」はスクールアワー制度を適用する。